

安全委員会だより

シルバー保険内容の再周知

シルバー保険については入会説明会で一度説明をしていますが、万一の事故の際はシルバー保険を活用する場合がありますので保険内容をここで改めて確認して下さい。

シルバー保険とは
 シルバー人材センターでは、会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被ったとき補償を受けられるよう団体傷害保険に、第三者に対する事故・物損事故を会員が起こしたとき補償を受けられるよう賠償責任保険に加入しています。（保険料はセンター負担）

団体傷害	保険金の出る場合	1	就業中の事故（ただし、自宅での作業中は除く）	
		2	就業先への往復中の事故（ただし、通常の経路外場合は除く）	
		3	センターの指示により、仕事の見積り、下打ち合わせ、資材等の準備・運搬のため目的地で工作中及びその往復時の事故	
		4	総会、理事会、講習会（知識・技能修得を目的とするもの）参加中、及びこの往復中の事故（ただし、通常の経路外は除く）	
	給付条件ない場合	保険金	1	故意による事故
			2	持病（脳疾患、心神喪失など）
			3	腰痛、むちうちなど多覚症状のないもの
			4	就業中・途上に関わらず、自動車を運転中の事故（ただし、運転手が会員の場合、その運転手のみ補償を受けることができる）
			5	疾病によるもの
				ただし、医師の診断上、補償が受けられない場合があります。また、保険金が出る場合の状況は出席、参加義務を伴うものに限りです。医療費は会員が加入している健康保険を使用して下さい。労災保険の適用はありません。
保険給付内容	保険金	死亡・後遺障害保険金 900万円(上限額)事故日より180日以内に死亡した場合、ケガのため後遺障害が生じたとき。		
		入院保険金(1日当たり) 3,000円 事故日より180日以内で、医師の指示で入院した場合。ただし180日が限度。		
		通院保険金(1日当たり) 2,000円 事故日より180日以内で、医師の指示で通院した場合。ただし90日が限度。		
		けがをした会員、職域班の会員または会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従って下さい。また、所定の事故報告書に事故内容を記入の上、センターに届け出てください。		
賠償責任保険	保険金給付条件および	例1	草刈機で除草中、機械の刃が地面の石を跳ね飛ばし、車のガラスに当たり、ガラスが破損した。 補償内容 車のガラスの取り換え。	
		例2	屋内清掃中、物品を洗濯機で洗濯するさい、漂白剤原液を物品に直接かけて、物品が色落ちした。 補償内容 物品の取り換え。	
				保険免責分に係る金額(1事故1,000円)は会員の負担となります。（会員就業規約第9条1項） 事故内容次第で保険適用されない場合もあり、その場合は会員負担となります。（会員就業規約第9条2項） 所定の事故報告書に事故内容を記入の上、センターに届け出てください。